

# ICT活用教育における著作物利用の 円滑化に関する検討状況について －文化審議会著作権分科会での議論 の動向を中心として－

平成28年11月8日

フォーラム

「高等教育における著作物利用環境整備に向けて」  
今村哲也

明治大学情報コミュニケーション学部准教授

# 報告の内容

1. 問題の背景と「教育の情報化」推進に関する検討経緯
2. ICT活用教育における著作物利用を巡る課題の概要
3. ICT活用教育における著作物利用を巡る解決方策の概要

# 1. 問題の背景と「教育の情報化」推進 に関する検討経緯

# 教育分野の特殊性

- フィールド

- 制限規定が幅広く存在してきたこと
  - 教育自体に公益性があること

権利制限規定の存在

- プレーヤー

- 法の実質的な名宛人の特殊性

- 複雑な法の知識は期待しにくく、人数も多いので(生徒・先生)，新しいルールを周知し運用するための社会的なコストが高いこと

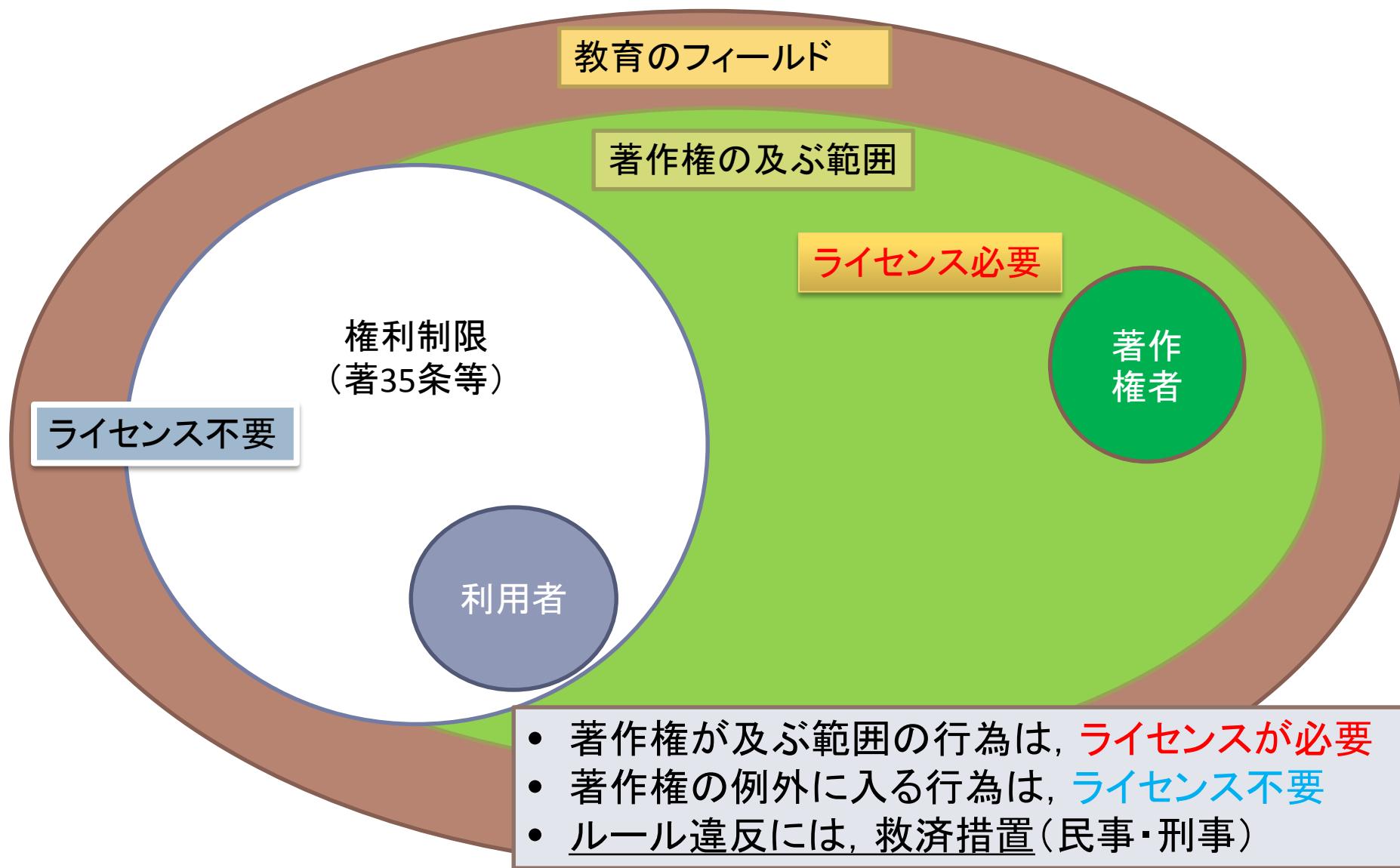
ガイドラインの重要性

教育・啓発の重要性

- 個別の許諾申請や支払いは期待しにくいこと
    - 利用者側の利益が組織化されていないので、権利者との組織的な交渉がしにくい

教育分野の特殊性に配慮した制度設計が必要

# 問題の背景



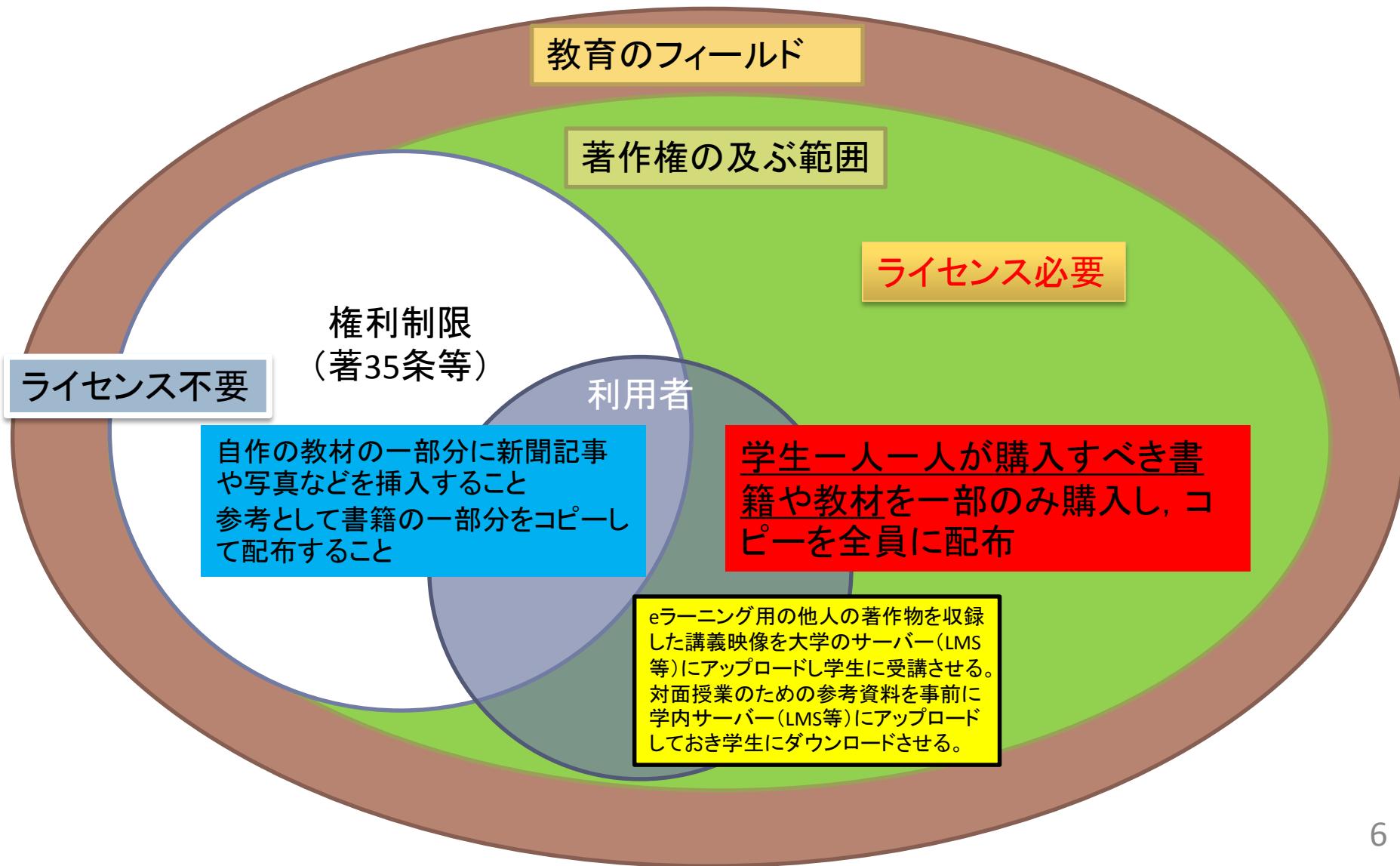
# 教育機関における著作物利用に関する著作権法上の特例（35条関係）

- 教育機関における授業で使用するための他人の著作物を複製は権利者の利益を不当に害しない一定の範囲において、権利者の許諾を得なくとも可能（第1項）
  - [認められる行為の例]
    - 自作の教材の一部分に新聞記事や写真などを挿入すること
    - 参考として書籍の一部分をコピーして配布すること
  - [認められない行為の例（権利者の利益を不当に害することとなる場合）]
    - 学生一人一人が購入すべき書籍や教材を一部のみ購入し、コピーを全員に配布
- 遠隔地の2つの教室で同時に授業を行う場合も、一定の範囲で、権利者の許諾を得ずに、著作物の公衆送信を行うことが可能（35条第2項）
- 以上に該当しない複製や公衆送信は、原則権利者の許諾が必要

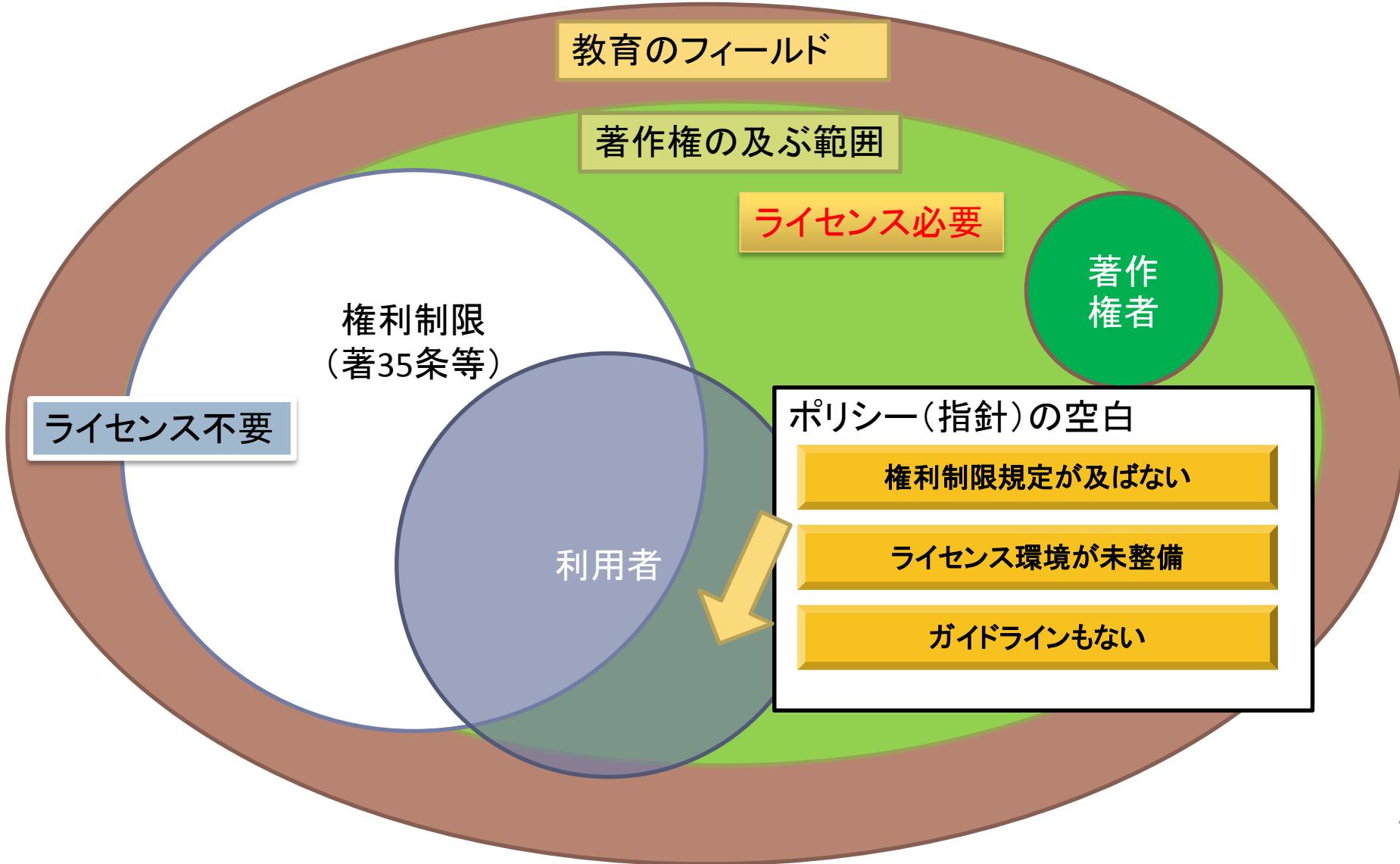
例：

- eラーニング用の他人の著作物を収録した講義映像を大学のサーバー（LMS等）にアップロードし、学生に受講させる。
- 対面授業のための参考資料を事前に学内サーバー（LMS等）にアップロードしておき、学生にダウンロードさせる。

# 問題の背景



# ICTによる利用者の行為範囲の拡大と 「ポリシー(指針)の空白」



# 国の教育政策等から見たICT活用教育の意義

- 国の教育政策上, ICT活用教育の意義(**教育の質の向上**や**教育の機会拡大**など)は, さまざまな場面において確認されてきた
  - 「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)
  - 「文部科学省「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書(中間まとめ)」(平成26年8月29日)
  - 「教育再生実行会議第7次提言(「これからの中の時代に求められる資質・能力と, それを培う教育, 教師の在り方について」)」(平成27年5月14日)
- ICT活用が, **教育の内容・方法の改善**に繋がることは, 教育関係者の意見としても確認されている(大学eラーニング協議会)

# 「教育の情報化」推進に関する検討経緯

- 平成18年1月 文化審議会著作権分科会報告書
- ○eラーニング等のための著作物利用について検討を行ったが、権利保護とのバランスへの配慮の必要性から、法改正の提言にはいたらず、教育現場における実態把握や提案内容の精査等を要請。
- ～平成25年度
- ○教育関係者や産業界より、改めて権利制限規定の整備の要請等あり。
- 権利制限について検討を行うためには、教育現場における著作物利用実態、ニーズ等を明らかにすることが必要。
- 平成26年度 文化庁委託調査研究（教育現場の実態把握）
  - ○教育現場における著作物利用の実態や、諸外国のICT活用教育に関する権利制限規定及び制度運用の実態を把握するため、平成26年度、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」を実施。
- 平成27年度～ 文化審議会における審議

# 「教育の情報化」推進に関する検討経緯

- 平成27年度～ 文化審議会における審議
  - ○文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、教育関係者や権利者の意見を聴取した上で、ICT活用教育を促進するための著作権法制度やライセンシング体制の在り方等について、検討中
  - ○文化審議会における主に法制度面に関する検討と並行して、法の運用上の課題の解決に向け、
  - 「教育の情報化の推進に関する当事者間協議」を新たに設置(平成28年2月から検討開始)
  - ○政府計画における位置づけ

# 政府計画における位置づけ

- ◆日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)
  - ④初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応  
初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。
- ◆知的財産推進計画2016(平成28年5月9日知的財産戦略本部)  
(教育の情報化の推進)
  - デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンシング体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

# ICT活用教育における著作物利用を 巡る課題

# 著作権処理を円滑に行えない

要因1)権利者に相談しても許諾を断られる

要因2)権利者搜索に時間がかかる・連絡先がわからない

要因3)権利者に連絡しても権利処理までに時間がかかる



○多くの大学が、権利処理手続き上の負担から許諾を得ることを断念。(アンケート調査)

○早稲田大学、明治大学では、他人の著作物を極力使わないよう、フリー素材への差し替え等を指導。

○東京大学ではコーチラ用の授業に利用したかった著作物150点のうち100点の利用を断念。

# 権利処理の要否が判断できない

要因1)教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関する  
ガイドラインがない

要因2)教育機関において著作権法に関する理解が十分でない



- 権利制限の対象となるか判断が付かない場合、著作物の使用を差し控える。(早稲田大学等)
- 教育関係団体から、ガイドライン整備の要望。
- 多くの教育機関が著作権処理のノウハウの普及の必要性を指摘。(アンケート調査)
- 権利者団体から、教育現場におけるコンプライアンスについて指摘(「著作権無法地帯」)。

# ICT活用教育において必要な著作物 を適切に利用していく上で障害

①利用の萎縮  
→教育の質の低下

②多大な手続き費用を投じて  
    利用  
→大学経営に負のインパクト

③許諾を得ずに利用  
→ コンプライアンス上のリスク

文化審議会著作権分科会で検討

権利制限規定  
の見直し

当事者間協議等で検討

ライセンス環境  
の整備

法解釈に関する  
ガイドラインの整備

教育機関における  
研修・普及啓発



# 教育における著作物利用場面の分類 と検討課題

- **場面① 授業の過程における使用(教員が自分の授業のために他人の著作物を利用)**
  - 複製(権利制限あり:35条1項)
  - 遠隔地副会場への同時公衆送信(権利制限あり:35条2項)
  - **異時公衆送信** 検討課題①
    - オンデマンド授業で使用する資料や講義映像を送信
    - 予習・復習のため, 資料を授業の前後に送信
    - 予習・復習のため, 資料をサーバーに送信・蔵置
- **場面② 教材の共有** 検討課題②
- **場面③ 一般人向け講座(MOOC等)** 検討課題③

検討課題①, ②: 権利制限規定による対応を検討

検討課題①, ②, ③: ライセンス環境の充実方策

# ICT活用教育における著作物利用を 巡る解決方策の概要

場面①  
送信

授業の過程における公衆  
権利制限規定の見直し

# (論点1)権利制限による対応の必要性・正当性

## 審議状況のポイント

- 教育関係者の要望:教育活動の充実のための法改正
- 権利者団体の要望:権利侵害の助長の恐れ, 補償金制度の導入の必要性, 教育機関における著作権制度に関する普及啓発の必要性等
- 委員の意見:権利制限による対応の必要性・正当性に賛同する意見が大多数。制度面の検討と併せて, 著作権に関する普及啓発など法の運用面の課題解決に向けた当事者間の協議を求め, その結果を審議会の審議に反映させる

教育の情報化の推進に関する当事者間協議

## 論点2) 権利者の正当な利益を保護するための配慮について

- 選択肢1)ライセンス優先スキーム(イギリス型)
  - 権利者が教育機関に対し著作物の配信サービスやライセンススキームを提供している場合は、一定の条件の下、権利制限は適用されないこととし、原則どおり許諾を要することとする
- 選択肢2)補償金付権利制限(オーストラリア、韓国、フランス、ドイツ型)
  - 一定の範囲で権利者に許諾を得ることなく著作物を利用できることとするが、権利者が補償金の支払いを請求できることとする
- 選択肢3)1と2の組合せ

# 審議状況のポイント

- ・ 一定の範囲でライセンス等が権利制限に優先すべきとする意見(選択肢1ないし3)が多数
- ・ いずれにしても、補償金の要否について議論を行った上で、その結果等を踏まえ考え方の整理を行うこととされた

# 論点3－1)補償金請求権付与の必要性及び付与すべき範囲について

- 選択肢ア: 複製・公衆送信とともに補償金なしとする
- 選択肢イ: 新たに権利制限の対象とする行為(異時の公衆送信)のみについて補償金の対象とする
- 選択肢ウ: (これまで補償金が不要であった部分も含め)複製・公衆送信の全てについて補償金の対象とする

# 論点3－1) 補償金請求権付与の必要性及び付与すべき範囲について

## ・<委員の意見>

- ・ 現行法制定時(昭和45年)に比べ、技術の発達により良質のコピーを容易に作成できるようになったことや国際制度比較等から、理論上は複製も公衆送信も補償の対象とするべき(ウを支持する)である一方、異時の公衆送信は複製等と比べて軽微とは言えないことや、これまで長期間にわたって無償であった行為を新たに有償とすることに対する教育現場の混乱を避けるため、異時の公衆送信のみを補償の対象とすることとする案にも妥当性はあるのではないか、との意見が複数あり。
- ・ (アについては、権利者の利益と教育目的という公益のバランスを図るべきであり、公益がありさえすれば無償でいいと正当化することは難しいとの意見が複数あり、支持する意見はなかった。)

# 論点3－2) 手続費用軽減の観点から の制度設計及び運用について

## ・<委員の意見>

- 教育現場の負担を考えると、単一の団体が補償金の徴収分配を担うこととすべき
- 料金の算定は、教育機関でも簡便に対応できるよう包括方式にすべき(例:学生一人当たり年〇円)
- 補償金額は、教育目的であることを踏まえ、通常の市場価格よりは低額であるべき 等

# 審議状況のポイント

- 理論上は複製・公衆送信とともに補償金の対象とするべきだが、教育現場の混乱を避けること等を理由として、異時公衆送信のみを対象とすることを支持する意見が複数あった
- 補償金請求権を付与する場合、教育現場の手続き費用等の負担を軽減するため、補償金の支払いスキームや金額等について配慮すべき旨の意見があった
- 単一の補償金管理団体設立や教育現場の手続上の負担等に留意したスキームの構築の見通しについて見極めを行った上で、補償金請求権付与に関する結論を得ることになった

## 場面② 教材の他の教員や教育機関等との共有について

- 権利制限規定の見直し
- 教員が他人の著作物を用いて作成した教材を他の教員等に共有することについて、一定の範囲で、補償金付きとすることも含め権利制限により対応することを肯定する意見あり
  - 授業での使用とは規模も異なることから契約との組合せにより対応すべきとの意見や、ライセンスにより対応すべきとの意見もあった
  - 権利制限の対象とする場合の範囲について、権利者に与える影響等の観点から検討が必要とされた。
  - 今後、学校教育の目的を達成するために、どのような範囲、場面で共有を行うことの必要性が高いのか、現場のニーズを更に把握することが必要

# 場面③ MOOC等一般人向け公開講

ライセンス環境の整備

## 座について

- 教育関係者の要望：著作物利用のための権利処理に係る負担軽減のためのライセンシング体制の整備
- →「当事者間協議」において今後のライセンス環境の充実に向けた検討を推進

ご清聴ありがとうございました。  
明治大学情報コミュニケーション学  
部 今村哲也

imamura@meiji.ac.jp



明治大学マスコットキャラクター